

令和6年度魚礁機能発揮調査業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「令和6年度魚礁機能発揮調査業務委託」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものであり、この仕様書に記載のない事項は、「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」（令和4年4月水産庁漁港漁場整備部）、「設計業務等共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」（令和5年10月1日以降適用・岩手県県土整備部）によるものとする。

2 目的

本業務は、東日本大震災津波や近年の海洋環境の変化等を踏まえ、これまでに整備した大型魚礁等の漁場施設の状況を把握するとともに、漁場施設の機能を保全または回復する手法を検討するものであり、これらの調査・解析結果を今後の水産環境整備事業基本計画策定の参考とするもの。

3 業務場所

田野畑村沖合、陸前高田市沖合

4 履行期間

本業務の委託期間は、令和7年3月21日までとする。

なお、委託期間には、作業日数、準備日数、後片づけ日数のほか、休工期（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工期、連休等）を含むものである。

5 業務概要

魚礁機能発揮調査 1式

6 業務内容

(1) 測量業務

ア 調査準備

調査を実施するにあたり、必要な準備（関係機関との諸調整を含む）を実施する。

イ ROVによる既存魚礁施設の状況確認

(ア) 調査

昨年度調査で設置位置を特定した魚礁に関し、ROVを用い、魚礁の設置状況や付着生物、魚類の蛸集状況等の現況確認を行う。なお、調査対象魚礁は、別添調査対象位置図内の魚礁を想定しているが、漁業者等のヒアリングにより決定するものとする。

	田野畑村沖	陸前高田市沖
調査数	5群	4群

(イ) 調査結果とりまとめ

撮影した映像から、魚種の判別、尾数の計測及び体長・体重の推定を行い、魚種別の蛸集量を算定し、当該魚礁の蛸集効果の評価を行う。

ウ GPSデータロガー調査による既存魚礁施設の効果解析

(ア) 調査

対象地区の魚礁及びその周辺の天然漁場における漁業生産効果を定量的に把握するため、標本船調査を実施する。

対象地区内の漁業協同組合から推薦を受けた標本船（各地区2隻）に、遠隔操作対応のGPSデータロガーを搭載し、調査海域における操業経路や速度等のデータを取得するとともに、水揚げ仕切り書の確認や聞き取り調査を併せて実施・解析し、漁場ごとの魚種別漁獲量やCPUE等を算定する。

なお、データ取得期間は令和6年6月から12月までの7か月間を想定しているが、調査職員と協議の上、変更できるものとする。

(イ) 調査結果とりまとめ

GPSデータロガー解析から、魚礁とその周辺漁場における利用期間や時期、漁獲量の比較検討を行うことにより、魚礁の効果を検証し、結果をとりまとめる。

なお、解析にあたっては、昨年度調査で取得したデータを参考とすること。

(2) 設計業務

ア 計画準備

業務を行うにあたり、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案する。

イ 報告書とりまとめ

(1)及び昨年度調査の調査結果による、現在の大型魚礁等漁場施設の状況及びその効果等から、既存魚礁の機能を保全または回復する手法を検討し、報告書として取りまとめる。

(3) 照査

検討成果や成果品については十分な照査を実施する。

(4) 打合せ協議

打合せ協議は、事前、中間、最終の計3回とする。

事前及び成果品納品時には原則として管理技術者が立ち会うこと。

7 貸与資料

次の資料を業務開始時に発注者から貸与する。

- ・令和5年度魚礁機能発揮調査業務委託報告書

8 報告書

- (1) 報告書は、全体版のほか概要版を作成すること。
- (2) 報告書は電子納品とし、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で2部提出すること。
- (3) 電子媒体に併せ、印刷製本した報告書を1部提出すること。

9 管理技術者

管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者を置くこととする。

- (1) 技術士・総合技術監理部門（水産－水産土木）
- (2) 技術士・水産部門（水産土木）
- (3) R C C M（水産土木）で、魚礁効果調査業務における管理技術者の実績を有する者
- (4) 大学又は高等専門学校卒業後、水産土木業務の経験が20年以上で、魚礁効果調査業務における管理技術者の実績を有する者
- (5) 高等学校又は専修学校卒業後、水産土木業務の経験が25年以上で、魚礁効果調査業務における管理技術者の実績を有する者

10 照査技術者

照査技術者を配置することとし、必要な資格は管理技術者と同様とする。
なお、照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。

11 守秘義務

受注者は、本業務で知りえた各種情報を第三者に漏洩、転写、譲渡又は閲覧させてはならない。また、他の目的で使用してはならない。

12 個人情報取扱

- (1) 受注者は、法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- (2) 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

13 その他

本特記仕様書及び設計図書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、速やかに調査職員に報告し、対処方針については調査職員と協議の上、決定すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の

個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、受注者自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第12 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。